

岸壁・さん橋使用料

単	位	外航船舶	内航船舶
けい留 2時間未満の船舶	総トン数1トンまでごとに	5円95銭	6円54銭
けい留 2時間以上 12時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	8円93銭	9円82銭
けい留12時間を超え24時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	11円90銭	13円9銭
けい留24時間を超え36時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	23円45銭	25円79銭
けい留36時間を超え48時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	23円80銭	26円18銭
けい留48時間を超える船舶	総トン数1トンまでごとに	23円80銭にけ い留時間が48 時間を超える 24時間までご とに11円90銭 を加えた額	26円18銭にけ い留時間が48 時間を超える 24時間までご とに13円9銭 を加えた額
泡消火施設を必要とする船舶が7号岸壁に着岸する場合、1回につき		1,000円	1,100円

ただし、主として港内を航行する汽艇及びはしけは、使用料を徴収しない。